

### ●関連ホームページアドレス●

エネ革税制（エネルギー需給構造改革推進投資促進税制）  
<http://www.enecho-shoeneho.jp/#support/enekaku.html>

省エネ法 A to Z  
<http://www.enecho-shoeneho.jp/#index.html>

資源エネルギー庁  
[http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/20fy\\_enekaku/index.htm](http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/20fy_enekaku/index.htm)  
検索キーワード  
「エネ革税制 Q&A 集」

### 経済産業省 資源エネルギー庁

〒100-8931 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1  
総合政策課 調査広報室  
TEL:03-3501-5964 FAX:03-3580-8426

### 財団法人/省エネルギーセンター 産業省エネ推進・技術本部

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-19-9 ジオ八丁堀  
TEL:03-5543-3020 FAX:03-5543-3021

## お問い合わせ先

### 経済産業省窓口


 資源エネルギー庁 総合政策課 調査広報室 TEL:03-3501-5964  
省エネルギー対策課 TEL:03-3501-9726

#### 担当地域

- |                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| ●北海道経済産業局エネルギー対策課…… TEL:011-709-1753 | 北海道  |
| ●東北経済産業局エネルギー課…… TEL:022-221-4932    | 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県                      |
| ●関東経済産業局エネルギー対策課…… TEL:048-600-0364  | 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県 |
| ●中部経済産業局エネルギー対策課…… TEL:052-951-2775  | 富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県                          |
| ●近畿経済産業局エネルギー対策課…… TEL:06-6966-6043  | 福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県                 |
| ●中国経済産業局エネルギー対策担当…… TEL:082-224-5741 | 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県                          |
| ●四国経済産業局エネルギー対策課…… TEL:087-811-8535  | 徳島県・香川県・愛媛県・高知県                              |
| ●九州経済産業局エネルギー対策課…… TEL:092-482-5473  | 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県                 |
| ●沖縄総合事務局経済産業部環境資源課… TEL:098-866-1757 | 沖縄県  |

# 平成22年度 エネルギー需給 構造改革推進投資促進税制 利用のための

# Q&A集

 経済産業省 資源エネルギー庁

 財団法人/省エネルギーセンター

# エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 (エネ革税制) の概要

省エネルギー設備等を取得し、その後1年以内に事業の用に供した場合に、次のいずれか一方を選択し税制優遇が受けられます。(ただし、中小企業者等の要件<sup>※1</sup>に該当しない場合は、(2)のみ。)

- (1) 中小企業者に限り、基準取得価額<sup>※2</sup>の7%相当額の税額控除。  
ただし、その税額控除額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合にはその20%相当額が限度となります
- (2) 普通償却に加えて基準取得価額の30%相当額を限度として償却できる特別償却。  
ただし、平成21年4月1日より平成23年3月31日までの間に取得等して、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業の用に供した日を含む事業年度において即時償却ができます。

※1 中小企業者等の要件  
大企業の子会社等を除く資本金1億円以下の法人又は資本・出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人。個人事業者においては従業員数が1,000人以下のもの。

※2 Q5を参照してください。

## エネ革税制対象設備一覧表

### 【別表1】※エネルギー有効利用製造設備等 (4設備)

別表	項	号	設備名	細目
1	1		旋回流強化型離解装置	
1	2		高性能脱燐炉	
1	3		高性能機械組立設備	
1	4		コンバインドサイクル発電用ガスタービン	

※(別表1)に掲げる設備の優遇措置を受ける要件・手続きに関するQ&Aは、Q12(証明制度について)です。

### 【別表2】※エネルギー有効利用付加設備等 (21設備)

別表	項	号	設備名	細目
2	1		省エネルギー型クラウン制御ロール	
2	2		鋼片板幅制御装置	
2	3		高効率型電動熱源機	
2	4	1	高効率工業炉	原材料予熱式
2	4	2	高効率工業炉	断熱強化型
2	5		高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置	
2	6		サーボ駆動式プレス機	
2	7	1	生型造型機	枠付生型造型機
2	7	2	生型造型機	無枠生型造型機
2	8		400ボルト級配線設備	
2	9	1	高効率複合工作機械	高効率複合加工機
2	9	2	高効率複合工作機械	高効率複合研削盤
2	10	1	高断熱窓設備	高断熱窓装置
2	10	2	高断熱窓設備	高断熱窓ガラス
2	11		熱併給型動力発生装置	
2	12		エネルギー回生型ハイブリッド自動車	
2	13		電気自動車	
2	14	1	物流用蓄熱式保冷装置	車載保冷装置
2	14	2	物流用蓄熱式保冷装置	蓄熱式保冷剤凍結装置
2	15		外部電源式車載空調装置	
2	16		外部電源式車載空調装置用給電設備	

※(別表2)に掲げる設備の優遇措置を受ける要件・手続きに関するQ&Aは、Q12(証明制度について)です。

### 【別表3】※電気・ガス需要平準化設備 (1設備)

別表	項	号	設備名	細目
3			ガス冷房装置	34kW以上

※(別表3)に掲げる設備の優遇措置を受ける要件・手続きに関するQ&Aは、Q12(証明制度について)です。

### 【別表4】※新エネルギー利用設備等 (15設備)

別表	項	号	設備名	細目
4	1		太陽熱利用集蓄熱装置	
4	2	1	未利用エネルギー利用設備	河川水又は海水を熱源とするもの
4	2	2	未利用エネルギー利用設備	中水又は下水を熱源とするもの
4	2	3	未利用エネルギー利用設備	地下水を熱源とするもの
4	2	4	未利用エネルギー利用設備	供給・回収導管
4	2	5	未利用エネルギー利用設備	雪又は氷を熱源とするもの
4	3	1	バイオマス利用装置	紙・パルプ製造工程バイオマス燃焼ボイラー
4	3	2	バイオマス利用装置	リグニン燃焼ボイラー
4	3	3	バイオマス利用装置	木質バイオマス発電装置
4	3	4	バイオマス利用装置	木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置
4	3	5	バイオマス利用装置	木質バイオマス利用加温装置
4	3	6	バイオマス利用装置	バイオマス利用メタンガス製造装置
4	3	7	バイオマス利用装置	バイオマスエタノール製造設備
4	4		風力発電設備	
4	5		太陽光発電設備	

※(別表4)に掲げる設備の優遇措置を受ける要件・手続きに関するQ&Aは、Q13(証明書の要否について)です。

【別表5】エネルギー使用合理化設備 は、次頁に掲げております。

### 【別表6】※エネルギー使用制御設備 (6設備)

- (1) 【別表6】の第1～6項に指定する対象設備をすべて同時に(すなわち、最低6つの設備を同時に)設置することが必要です。ただし、【別表6】の第5項で指定する対象設備(インバーター)が既に設置されている場合には、その設備以外の各項で指定する対象設備をすべて同時に設置することが必要です。
- (2) 税務申告の際、確定申告書等に経済産業大臣交付の確認書の添付が必要です。

別表	項	号	設備名	細目
6	1		測定装置	
6	2		中継装置	
6	3		アクチュエーター	
6	4		可変風量制御装置	
6	5		インバーター	
6	6		電子計算機	

※(別表6)に掲げる設備の優遇措置を受ける要件・手続きに関するQ&Aは、Q14(設置要件)、Q16(要件確認スキーム)です。

### 【その他】(1設備)

別表	項	号	設備名	細目
			配電多重化設備	

## 【別表5】※エネルギー使用合理化設備 (26設備)

(1) 【別表5】の第1～6項に指定する対象設備一つ以上をすべて同時に(すなわち、最低6つの設備を同時に)設置することが必要です。  
 (2) 税務申告の際、確定申告書等に所管行政庁交付の確認書の添付が必要です。

別表	項	号	設備名	細目
5	1	1	高断熱窓設備	高断熱窓装置
5	1	2	高断熱窓設備	高断熱窓ガラス
5	2	1	高効率空調設備	吸収式冷温水機
5	2	2	高効率空調設備	吸収式冷凍機
5	2	3	高効率空調設備	空冷式ヒートポンプチリングユニット
5	2	4	高効率空調設備	水冷式ヒートポンプチリングユニット
5	2	5	高効率空調設備	蓄熱式空調装置
5	2	6	高効率空調設備	ボイラー
5	2	7	高効率空調設備	真空間接加熱式温水器
5	2	8	高効率空調設備	熱電併給型動力発生装置
5	2	9	高効率空調設備	冷凍機組込型空調機
5	2	10	高効率空調設備	氷蓄熱式冷凍機組込型空調機
5	2	11	高効率空調設備	ガスエンジン式ヒートポンプ空調機
5	2	12	高効率空調設備	エアハンドリングユニット
5	2	13	高効率空調設備	全熱交換器組込型空調機
5	2	14	高効率空調設備	ファンコイルユニット
5	3	1	高効率機械換気設備	全熱交換・換気ユニット
5	3	2	高効率機械換気設備	送風機
5	4	1	照明設備	高周波点灯専用形蛍光灯
5	4	2	照明設備	発光ダイオード照明装置
5	5	1	高効率給湯設備	ヒートポンプ式給湯器
5	5	2	高効率給湯設備	潜熱回収型給湯器
5	5	3	高効率給湯設備	ボイラー
5	5	4	高効率給湯設備	真空間接加熱式温水器
5	5	5	高効率給湯設備	熱電併給型動力発生装置
5	6		交流変周波数制御方式エレベーター	

※(別表5)に掲げる設備の優遇措置を受ける要件・手続きに関するQ&Aは、Q14(設置要件)、Q15(要件確認スキーム)です。

**Q 1** エネルギー需給構造改革推進投資促進税制(略してエネ革税制という)とはどのような優遇制度ですか？

**A** エネ革税制対象設備を直接購入し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に減価償却資産の特別償却又は税額控除ができる制度です。ただし、税額控除の対象は中小企業者等のみです。

**Q 2** エネ革税制対象設備とはどのような設備があるのですか？

**A** 省エネルギー性が高く、高効率な設備等を対象とし、「エネルギー有効利用製造設備等(4設備)」、「エネルギー有効利用付加設備等(21設備)」、「電気・ガス需要平準化設備(1設備)」、「新エネルギー利用設備等(15設備)」、「エネルギー使用合理化設備(26設備)」、「エネルギー使用制御設備(6設備)」と「配電多重化設備(1設備)」があります。それぞれ対象設備となる範囲が定められています。

**Q 3** この制度の適用対象者は誰でしょうか？

**A** 青色申告書を提出する法人(連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人を含む)又は個人です。個人事業者が青色申告を行なう場合は事前に税務署に「青色申告承認申請書」を提出し、青色申告の承認を受けている必要があります。なお、青色申告制度については、税務署にお問い合わせください。

**Q 4** 個人事業主はエネ革税制の優遇は受けられるのでしょうか？

**A** 法人税の課税対象でない個人事業主については、法人税を所得税に読み替えて優遇措置を受けることができます。

**Q 5** 基準取得価額とはどのような意味でしょうか？

**A** 特別償却限度額又は税額控除限度額の計算の基礎となる価額です。平成22年度については、「電気・ガス需要平準化設備」と「配電多重化設備」は取得価額の50%で、その他の設備は100%です

なお、取得価額に入れられる直接費は、設備の購入代金(購入手数料等を含む)又は製作費(原材料、設備費、制作に従事した従業員の賃金、手当、福利厚生費を含む)に加えて、引取運賃、荷役費、運送保険料、据付費等を含むと解されます。具体的な直接費用の対象範囲は、所轄の税務署の相談窓口で確認してください。

**Q 6** リース、貸付設備又は中古設備も対象となるのでしょうか？

**A** 貸付設備又は中古設備は対象となりません。リースは、所有権移転外リース取引による取得については、税額控除のみ適用可能です（特別償却には適用されません）。

**Q 7** 特別償却とはどのような制度ですか？

**A** エネ革税制対象設備を購入し事業の用に供した場合、その設備の通常の減価償却に加えて基準取得価額（計算の基礎となる価額）の30%相当の特別償却限度額を償却できる制度です。その結果、設備を購入した年度は税負担を軽減できます。  
ただし、平成21年4月1日より平成23年3月31日までの間に取得等して、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業の用に供した日を含む事業年度において即時償却ができます。

**Q 8** 税額控除とはどのような制度ですか？

**A** 中小企業者等に対する制度で当期法人税額の20%相当額を上限とし、法人税から基準取得価額（計算の基礎となる価額）の7%を控除できる制度です。  
なお、税額控除限度額がその事業年度の法人税額を20%相当額を超えるため、その事業年度の全部を控除しきれなかった金額については1年間の繰越が認められます。

**Q 9** 中小企業者等の定義とは何でしょうか？

**A** この制度では大企業の子会社等を除く資本金1億円以下の法人又は資本金・出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人。個人事業者においては従業員数が1,000人以下のものを中小企業者等と定義しています。

**Q 10** 中小企業者等であるかの判定はいつでしょうか？

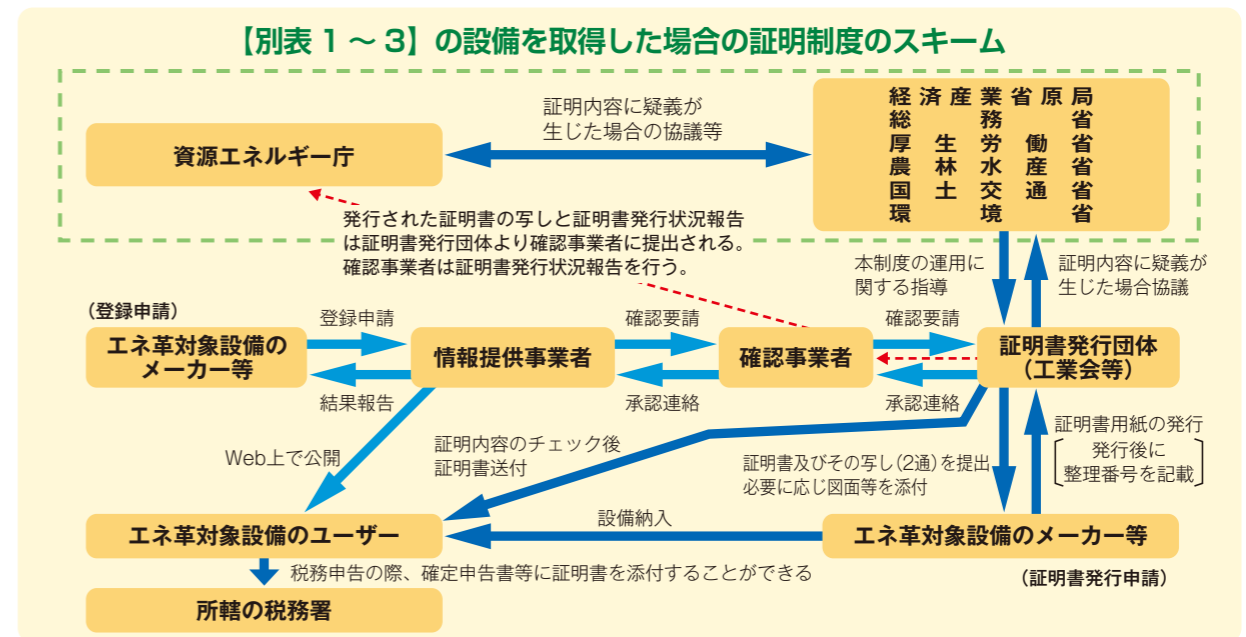
**A** 「中小企業者等」であるかどうかは、対象減価償却資産を対象事業の用に供した日の現況によって判定されます。（措通42の5-1）

**Q 11** 補助金や他の租税特別措置と併せて使えるのでしょうか？

**A** 補助金については可能ですが、租税特別措置については法人税や所得税等の国税に対する他の優遇措置を受けた場合には、エネ革税制と併用することはできません。なお、法人事業税や固定資産税等の地方税に対する優遇措置については、エネ革税制と併用することは可能です。

**Q 12** 【別表1～3】の設備を取得した場合の証明制度とはどのようなものですか？また省エネ機器の登録を行うには、どうしたらよろしいですか？

**A** 「エネ革税制」の活用を促進する観点から、この税制の対象設備のうち、【別表1】「エネルギー有効利用製造設備等」、【別表2】「エネルギー有効利用付加設備等」及び【別表3】「電気・ガス需要平準化設備」のメーカー等の関係事業者団体（工業会等）がエネルギー需給構造改革推進設備の仕様等の証明書を発行する制度です。この証明書を税務申告の際に添付して提出すればスムーズに申告手続きができます。  
ただし、この制度は、強制されるものではなく、この証明書がないからといって不利な扱いを受けることはありません。  
なお、証明制度の対象となる設備の登録に関しては以下のスキーム図を参照下さい。登録はエネ革税制ホームページより行うことができます。



**Q 13** 【別表4】の設備を税務申告するにはどうしたらよろしいですか？

**A** 証明書は不要です。確定申告書の該当する明細書に必要事項を記入し税務署に提出してください。

**Q 14** 業務用ビルの省エネルギー対策支援の拡充概要と要件はどのようなものですか？

**A** CO<sub>2</sub>排出量の増加が著しい民生業務部門の省エネルギー対策を加速するため、業務用ビルの省エネルギー対策の強化を図るものです。拡充概要と要件は下図を参照ください。【別表5】及び【別表6】に対応します。

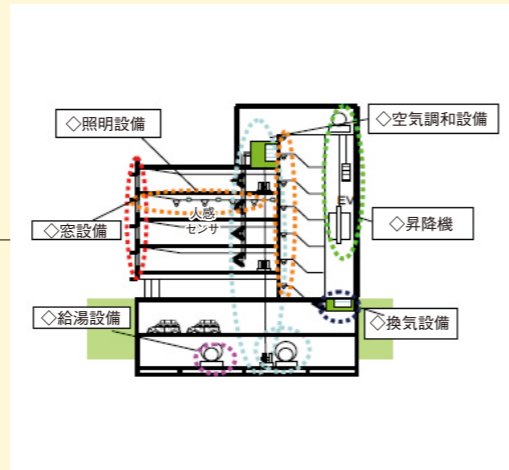
業務用ビルの省エネルギー対策支援の拡充概要と要件

○業務用ビルの省エネ対策支援の拡充

①高効率省エネビルシステムの導入支援

省エネ効果の高い高断熱窓設備、高効率空調設備、高効率機械換気設備、照明設備、高効率給湯設備、交流変周波数制御方式エレベーターから構成される高効率ビルシステムを対象として追加。【別表5】に対応

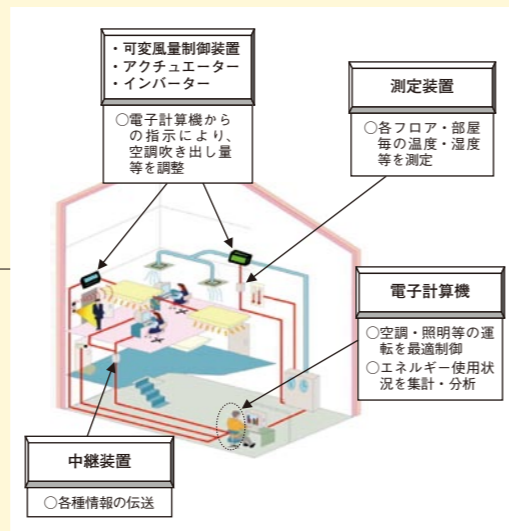
要件	2000m <sup>2</sup> 以上のビル	平成11年基準を20%上回る省エネ性能を有するもの
	2000m <sup>2</sup> 未満のビル	平成11年基準を10%上回る省エネ性能を有するもの
	【別表5】の第1～6項に指定する対象設備一つ以上をすべて同時に（すなわち、最低6つの設備を同時に）設置することが必要。	



②ビルエネルギー管理システム (BEMS) の導入支援

室内環境やエネルギー使用状況の計測や制御、監視、管理などを行うことによって空調等の主設備のエネルギー消費を削減するビルエネルギー管理システムを対象として追加。【別表6】に対応

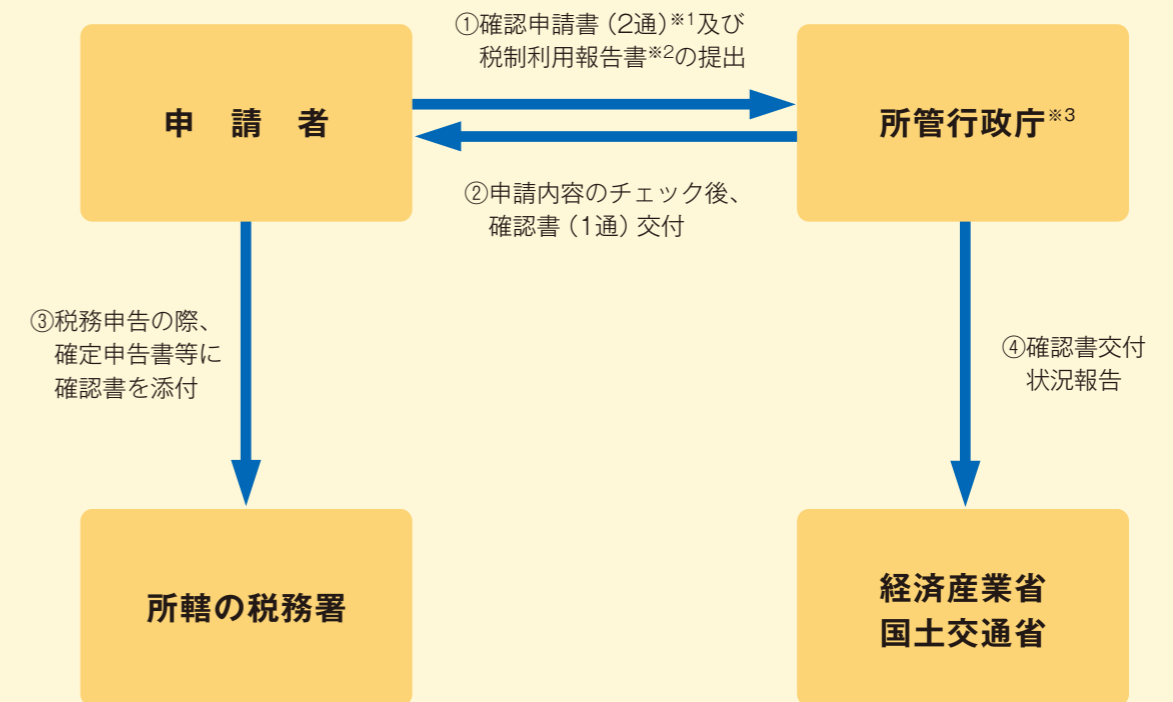
要件	BEMSの導入により省エネルギー率が5%以上改善するもの。	
	【別表6】の第1～6項に指定する対象設備をすべて同時に（すなわち、最低6つの設備を同時に）設置することが必要。	
	ただし、【別表6】の第5項で指定する対象設備（インバーター）が既に設置されている場合には、その設備以外の各項で指定する対象設備をすべて同時に設置することが必要。	



**Q 15** 【別表5】の設備を取得した場合の要件確認スキームはどのようなものですか？

**A** 【別表5】エネルギー使用合理化設備を取得して税制優遇の申告を行う場合は、下図に掲げるスキームに基づく所管行政庁交付の確認書を税務申告の際、確定申告書等に添付することが必要です。

【別表5】エネルギー使用合理化設備の要件確認スキーム

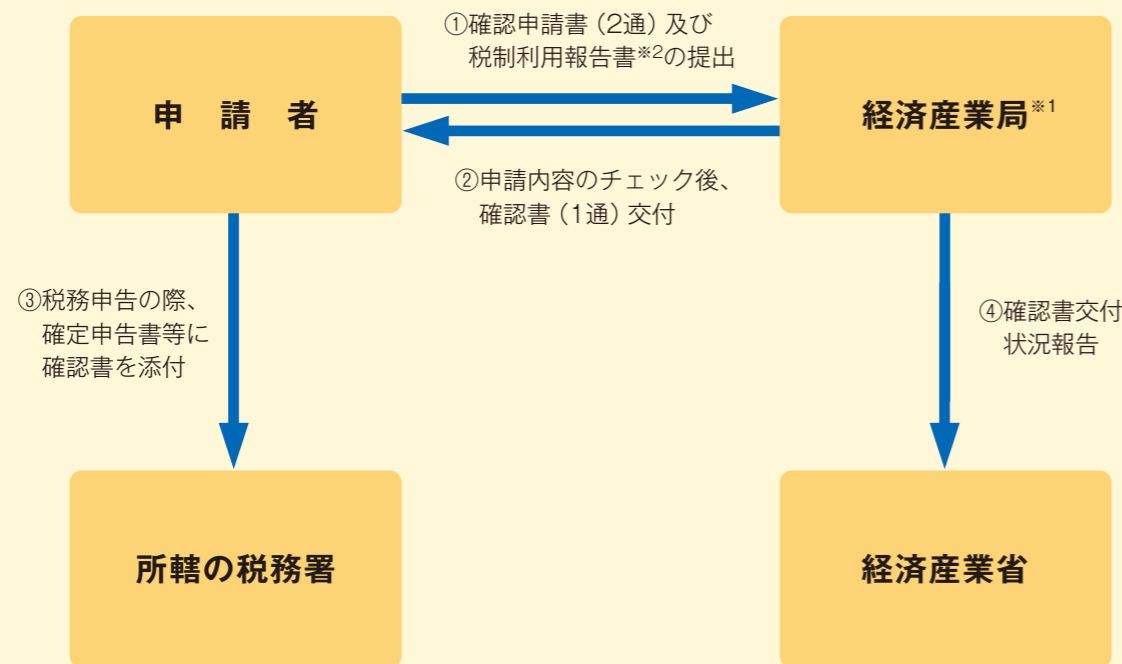


※1 確認申請書(2通)は、エネルギー使用の合理化に関する法律第75条第1項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令(平成15年国土交通省令第15号)第1条の規定に基づく別記第1号様式の添付が必要です。  
 なお、省エネ法に基づく届出義務を負わない方(2000m<sup>2</sup>に満たない建築物の新築等を行う方)は、当該届出書の第二面以下を記載し、確認申請書に添付してください。既に省エネ法に基づく届出を行った方は、確認申請書に当該届出書の写しを添付することで足りります。  
 ※2 所管行政庁の指導に従い税制利用報告書(ホームページ参照)を提出してください。情報の取扱いには十分留意した上で、本税制の利用状況を把握するためのみに活用させていただきます。  
 ※3 所管行政庁は、エネルギー使用合理化設備を設置した所在地を管轄する建築主事を配置し、建築確認を行う都道府県等です。

**Q 16** 【別表6】の設備を取得した場合の要件確認スキームはどのようなものですか？

**A** 【別表6】エネルギー使用制御設備を取得して税制優遇の申告を行う場合は、下図に掲げるスキームに基づく経済産業大臣交付の確認書を税務申告の際、確定申告書等に添付する必要があります。

【別表6】エネルギー使用制御設備の要件確認スキーム



※1 エネルギー使用制御設備を設置した所在地を管轄する経済産業局を示す。  
なお、提出先及び問合せ先を次表に掲げる。  
※2 経済産業局の指導に従い税制利用報告書を提出してください。情報の取扱いには十分留意した上で、本税制の利用状況を把握するためのみに活用させていただきます。

経済産業省	北海道経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	011-709-1753 (直通)
	東北経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー課	022-221-4932 (直通)
	関東経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	048-600-0361 (直通)
	中部経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	052-951-2775 (直通)
	近畿経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	06-6966-6043 (直通)
	中国経済産業局	資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課	082-224-5713 (直通)
	四国経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	087-811-8535 (直通)
	九州経済産業局	資源エネルギー環境部	エネルギー対策課	092-482-5473 (直通)
内閣府	沖縄総合事務局	経済産業部	環境資源課	098-866-1757 (直通)

**Q 17** 事業の用に供した、とは具体的にどのようなときをいうのでしょうか？

**A** その設備のおかれている状態等を具体的に考慮して、個別的に判断することになります。一般的には、その設備の本来の用途・用法に従い現実に使用を開始したときをいい、その機械装置を使い当初予定している製品等が生産できる状態に達した時をもって事業の用に供したと解されます。  
したがって、試運転中のものや、機械装置を使って作業を開始できる状態にあっても、その作業の開始がない限り事業の用に供したとはいえません。  
なお、「現実に製品等が生産された」ということは、必ずしも問われるものではありません。  
実務上は、後日問題の起きないように、設備をいつ取得し、いつ事業の用に供したか、を作業日報等の原始記録により確認し、明瞭に証拠だてる必要があります。この日については、例えば、年度末の3月31日か4月1日とかいった場合に問題になりますので注意してください。

**Q 18** 「貸し付けの用に供する」の解釈について、例えば一般の貸ビルのようにテナントスペースだけを貸している場合は、この制度の適用の対象となるでしょうか？

**A** 貸ビル会社が対象設備等を自社で管理保守していれば適用されると解されます。したがって、質問の場合のようにテナントスペースのみを貸しているような場合は適用の対象となります。

**Q 19** 賃貸用マンションで利用することは可能でしょうか？

**A** エネルギー使用合理化設備(別表5)、エネルギー使用制御設備(別表6)に関しては、住宅の用に供する場合には、エネ革税制を利用することはできません。住宅の用に供するかどうかについては、賃貸用マンションの1階部分が店舗である等様々な場合が想定されますので、具体的な対象範囲は、所轄の税務署の相談窓口で確認してください。  
また、太陽光発電設備など、別表5、別表6以外の設備に関しては、賃貸用のマンションであってもエネ革税制を利用することができます。

**Q 20** 税額控除の提出用紙はありますか？

**A** 確定申告書に「法人税申告書のエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」を添付し、更にその明細書として附表の添付が必要です。  
個人事業者の場合、確定申告書の税額控除計算欄に記入し提出します。

**Q 21** 減価償却制度とは？

**A** 建物・機械装置等の減価償却資産は、使用又は時の経過により、減耗し、経済的に陳腐化していきます。  
減価償却は、減価償却資産の取得価額について、その減耗額を見積り、その使用期間にわたって、一定の方法により費用として配分するための手続です。  
その計算方法のうち一般的に使用されるものに、次の2つがあります。

**1.定額法**

償却限度額 = (取得価額) × (耐用年数省令別表第十の「定額法の償却率」)

**2.定率法**

**【(調整前償却額) ≥ (償却保証額) の場合】**

償却限度額 = (期首帳簿価額) × (耐用年数省令別表第十の「定率法の償却率」)

**【(調整前償却額) < (償却保証額) の場合】**

償却限度額 = (改定取得価額) × (耐用年数省令別表第十の「改定償却率」)

法人の場合、定率法が原則として有形減価償却資産に対する法定償却方法とされています。

**Q 22** 特別償却制度とは？

**A** 特別償却は、政策的な見地から、一定の減価償却資産を取得した場合には、普通償却限度額以上の償却限度額を認めようとする制度です。

したがって、特別償却の対象となる資産を取得した企業は、その対象資産について早期に償却することが認められる結果、税務上、課税の繰延べというメリットが生じます。

また、特別償却不足額を1年間繰越すことと、特別償却準備金として繰り入れることも認められています(租税特別措置法52の②)。

特別償却の制度を設例1に示し、説明します。

**設例 1**

A社は、当期(平成22.4.1~平成23.3.31)中に設備を取得し平成22年5月に事業用に供しました。なお、当社の償却方法は定率法です。

取得価額 27,000,000円 / 法定耐用年数15年

**1. 普通償却限度額** 27,000,000円 × 0.167 × 11/12 = 4,133,250円  
(基準取得価額)

**2. 当期の償却限度額** 27,000,000円  
(特別償却：即時償却)

**Q 23** 特別償却の届け出用紙はありますか？

**A** 法人の場合、確定申告書に法人税申告書の「減価償却資産の償却額の償却額の計算に関する明細書」(償却方法により用紙が異なる。)を添付し、更にその明細書として附表の添付が必要です。  
個人事業者の場合、確定申告書の減価償却計算欄に記入し提出します。

**Q 24** 中小企業者等対象の税額控除の事例で説明して戴けますか？

**A** 税額控除の制度を設例2に示し、説明します。

**設例2**

A社は、当期(平成22.4.1~平成23.3.31)中に設備を取得し、(基準取得価額27,000,000円)、平成22年5月に事業の用に供しました。当期の法人税額は6,964,000円です。翌事業年度の法人税額は7,550,000円です。

**<当期>**

$$\begin{aligned} 27,000,000\text{円} \times 7\% &= 1,890,000\text{円} \quad \leftarrow \text{①} \\ &\text{(基準取得価額)} \quad \text{(税額控除率)} \\ 6,964,000\text{円} \times 20\% &= 1,392,800\text{円} \quad \leftarrow \text{②} \\ &\text{(当期の法人税額)} \quad \text{(限度率)} \end{aligned}$$

この場合、①、②いずれか低い方となりますので、②の1,392,800円が当期の控除額となります。本来控除できる1,890,000円との差額497,200円(①-②)については翌期に繰り越しができます。

**<翌期>**

$$\begin{aligned} 7,550,000\text{円} \times 20\% &= 1,510,000\text{円} \quad \leftarrow \text{③} \\ &\text{(翌期の法人税額)} \quad \text{(限度率)} \\ \text{繰越税額} &= 497,200\text{円} \quad \leftarrow \text{④} \end{aligned}$$

この場合、④が③以内ですので、497,200円を控除できます。一方、仮に翌期の法人税額が少なく、600,000円しかなかった場合、翌期法人税額の20%相当額は

$$600,000\text{円} \times 20\% = 120,000\text{円} \quad \leftarrow \text{⑤}$$

(法人税額) (限度率)

となり、④と⑤のいずれか低い方となり、⑤の120,000円が控除額となります。この場合、本来控除できる497,200円との差額377,200円については、再繰越ができず放棄されます。

**Q 25** 中小企業者等の場合、特別償却か税額控除いずれを選択した方が有利でしょうか？

**A**

税額控除方式を選択するか、特別償却方式を選択するかは企業の自由にまかされており、企業は自らに有利な方式を選択すれば良いのですが、2つの方式のいずれにメリットがあるのかについては必ずしも一方が有利とは言えず、個々の企業の実情に応じて選択することが良いでしょう。

選択の基準としては、資産を取得した初年度においては、特別償却の方がメリットがやや大きいといえます。

簡便的に試算すると100の基準取得価額に対して30の特別償却を行えば、法人税は $30 \times 30\%$  (※) = 9の減税となり、税額控除では $100 \times 7\%$  = 7の減税にとどまり、特別償却の方が減税額がやや大きくなります。(※中小法人の軽減税率は別途あり：法人税法第66条)

しかし、最終的には初年度減税額の金利メリットしかないことになるのに対し、税額控除は絶対免税であるので、単純に見れば取得資産の全耐用年数期間を通ずれば、税額控除の適用を選択した方が企業にとって有利になるでしょう。

現実には、税額控除は赤字企業では適用できないなどの個別事情があるので、個々の企業の実情に応じて選択することとなるでしょう。

いずれにしても確実にいえることは、対象設備を導入することにより、エネルギーの削減、及び光熱費等の経費削減にもなるでしょう。

## エネ革税制の経緯

エネルギーの安定供給の確保、地球温暖化対策など、我が国のエネルギー需給を巡る情勢変化に対応するため、

- ① 省エネルギーをはじめとするエネルギー有効利用という需要側の対策
- ② 非化石エネルギーの導入促進という供給側の対策

を同時に推進し、エネルギー需給の構造改革を行う必要があります。

このため、省エネルギー設備、新エネルギー設備などの導入を税制面から支援する本制度（エネ革税制）が平成4年度に創設されました。エネ革税制は時限付措置でありながら、その有効性が認められ平成21年度税制改正において平成24年3月31日まで2年間延長されるとともに、緊急経済対策として即時償却が平成23年3月31日まで認められました。

また、平成22年度の税制改正において、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（以下「代エネ法」という。）」が改正されたことに伴い、「その他の石油代替エネルギー利用設備等」（旧別表5）は廃止となりました。なお、電気自動車については別表2「エネルギー有効利用付加設備等」に移動しました。

（代エネ法の改正については、石油への依存の脱却を図るというこれまでの代エネ施策を見直し、非化石エネルギーの開発及び導入の促進を図るために見直したものです。）

## その他の注意事項

- (1) 一の資産についてこの制度による特別償却と税額控除との重複適用は認められません。
- (2) この制度による特別償却又は税額控除の適用を受ける資産は、租税特別措置法上の圧縮記帳、他の制度による特別償却又は他の税額控除の規定の重複適用は認められません。
- (3) 特別償却の適用を受けるためには、確定申告書等に償却限度額の計算に関する明細書を添付して申告する必要があります。  
また、税額控除の適用を受けるためには、控除を受ける金額を確定申告書等に記載するとともに、その金額の計算に関する明細書を添付して申告する必要があります。  
なお、繰越税額控除限度超過額の繰越控除を受けるためには、繰越税額控除限度超過額が生じた事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書を添付し、かつ、繰越税額控除限度超過額の繰越控除を受けようとする事業年度の確定申告書等に繰越控除を受ける金額を記載するとともに、その金額の計算に関する明細書を添付して申告する必要があります。
- (4) 特別償却の適用を受けることに代えて、特別償却限度額以下の金額を損金経理により特別償却準備金として積み立てること又はその事業年度の決算確定日までに剰余金の処分により特別償却準備金として積み立てることにより、損金の額に算入することも認められます。
- (5) 適用対象資産については、財務省告示（平成4年3月31日大蔵省告示57号（最終改正平成22年3月31日財務省告示105号））を参照してください。